

秋田市教育に関する総合的な施策の大綱 (令和4年度～令和8年度)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育に関する総合的な施策の大綱を次のとおり定める。

第1 目指す姿

あきたの未来を ともに作り ともに生きる
「自立と共生」の人づくり

第2 目標

- 1 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実
- 2 生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実
- 3 将来にわたり安全安心で快適な教育環境の整備

第3 施策の方向性

【目標1】

- 1 豊かな人間性の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 健やかな心と体の育成
- 4 今日的な課題に対応した教育の充実
- 5 教育の質を高める体制の充実
- 6 高等学校教育の充実

【目標2】

- 1 学習支援体制の充実
- 2 学習機会の充実
- 3 学習成果の活用支援
- 4 地域コミュニティづくりの推進
- 5 読書活動の推進

【目標3】

- 1 良好な教育環境の整備
- 2 安全安心な教育環境の整備